

町田市立小野路公園 備品等貸出における取扱基準

(目的)

第1条 この基準は、町田市が所有し、小野路公園指定管理者が管理する樹木粉碎機・エンジン式クローラー運搬車（以下、「備品等」という。）を地域コミュニティ活動推進のために市民へ貸出する際に、必要な事項を定めるものである。

(備品等の種類)

第2条 この基準における備品等の名称および保管場所は、表-1のとおりとする。

<表-1>

名称	保管場所
樹木粉碎機	プレハブシャッター倉庫
エンジン式クローラー運搬車①	小野路球場レフト側ブルペン
エンジン式クローラー運搬車②	小野路球場レフト側ブルペン

(貸出対象)

第3条 備品等の貸出を受けることができる者は、活動に対して傷害保険や損害賠償保険等に加入している次に掲げる町田市内の団体等とする。

- (1) 地域コミュニティ活動等を推進する団体（自治会、ボランティア団体等）
- (2) 町田市公園緑地課が特に認める団体

(借用申請)

第4条 備品等の貸出を受けようとする者は、樹木粉碎機・エンジン式クローラー運搬車借用申請書に団体を証する書類（団体規約等）及び安全を管理する者の身分証明書（運転免許書等）の写しを添付し、使用日の1ヶ月前から使用日の14日前までに申請しなければならない。但し、町田市公園緑地課がやむを得ない理由があると認めるときは、使用日の1ヶ月前より前に申請することができる。

(貸出制限)

第5条 備品等の使用について、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、貸し出しを受けることができない。

- (1) 備品等を損傷、又は汚損するおそれがあるとき
- (2) 専ら営利を目的とした行事に使用するとき
- (3) 政治的、宗教的行事又はこれらに類する行事に使用するとき

- (4) 備品等の使用に関し、安全を管理する者を定めることができないとき
- (5) 公園管理者が使用する予定があるとき
- (6) 前号に掲げるもののほか、町田市公園緑地課が適当でないとき

(貸出期間)

第6条 備品等の貸出期間は、原則として4日以内とする。

(管理の責任)

第7条 備品等の貸出を受けた者は、借用期間中、備品等の管理及び作業等の安全管理に関する一切の責任を負わなければならない。

(返却)

第8条 備品等の貸出を受けた者は、借用期間満了日までに、現状に回復して返還しなければならない。

(損害賠償の義務)

第9条 備品等の貸出を受けた者は、備品等の亡失、損傷があった際は、修理代金の弁償もしくは同一の備品又はこれに相当する代品をもって、弁済しなければならない。ただし、町田市公園緑地課がやむを得ない理由があると認めるときは、免除することができる。

(その他)

第10条 原則として、備品等の貸出にかかる搬出入は、貸出を受ける者が行う。

附則

(施行期日)

この基準は、2022年1月1日から施行する。